

申請期限や申請書の記載方法については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」申請マニュアルをご覧ください。

項番	分類	質問内容	回答
1	対象範囲 (全体)	新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生していない事業所・施設の職員は支給対象外になるのか。	新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生していない事業所・施設に令和2年1月15日から6月30日までの間に通算10日以上勤務し、1日でも利用者に接する業務に従事している職員には5万円が支給されます。
2	対象範囲 (雇用形態)	アルバイト・パートの職員は支給対象外となるのか。	アルバイト・パートの職員も要件を満たしている場合は支給対象となります（要件は同一です。）
3	対象範囲 (雇用形態)	就労継続支援A型の利用者は、慰労金の支給対象となるのか。	就労継続支援A型の利用者（非雇用契約利用者を除く）の施設外就労先が、医療機関や介護施設等の「慰労金の対象となる施設等」で、施設利用者として接する業務を行っていた場合は慰労金の支給対象となります。 なお、就労継続支援B型の利用者は雇用契約を結んでいないため、対象外となります。
4	対象範囲 (退職者)	既に退職している場合は、支給対象外となるのか。	令和2年1月15日から6月30日までの間に通算10日以上勤務し、1日でも利用者として接する業務に従事していれば支給対象となります。原則として勤務されていた事業所・施設を通じて申請いただくことになります。やむを得ない理由により勤務していた事業所・施設を通じた申請が難しい場合は、勤務先の証明を得た上で、勤務していた事業所・施設が所在する都道府県へ直接申請してください。
5	対象範囲 (廃止等)	休止・廃止となった施設・事業所の職員についても、慰労金の支給対象となるか。	事業所の休止・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある職員は支給対象となります。
6	対象範囲 (サービス)	地域生活支援事業について、どの事業が対象となりますか。	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業は、障害福祉サービスに準じる以下の事業となります。 (市町村事業) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援 (都道府県事業) 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
7	対象範囲 (サービス)	「障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限る。）であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」とあるが、どのように解釈すればよいか。	休業要請が出ていないということをもって対象として差し支えありません。
8	対象範囲 (その他)	派遣労働者や業務受託労働者で要件を満たす場合は支給対象になるが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいか。	対象外となります。
9	対象期間	対象期間はいつからいつまでか。	神奈川県における対象期間は「令和2年1月15日から6月30日まで」の期間となります。
10	対象期間	7月1日以降に働き始めた場合は今回の支給の対象外となるか。	令和2年1月15日から6月30日までの間に通算10日以上勤務し、対象業務に従事していない場合は対象外となります。

項番	分類	質問内容	回答
11	要件 「利用者と接する職員」	「利用者と接する」とはどのような状況を指すのか。	「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。
12	要件 「利用者と接する職員」	「利用者と接する職員」とは、具体的にはどの範囲までが対象となるか（事務職員、清掃員、調理師、送迎職員等も対象となるか）。また、対象者の確認はどのように行えばよいか。	対象職種に限定はなく、資格の有無も問いません。各事業所・施設において職員の勤務記録やサービス記録等の関係書類によって「利用者と接する職員」であるか確認し、対象者をご判断ください。なお、今後の実地指導や監査等において、関係書類の確認をしますので、必ず整理して適切に保管してください。
13	要件 「利用者と接する職員」	事務員等で臨時的に利用者へ接する業務を行った場合、その臨時的対応が10日未満であっても、事業所での勤務日が10日以上あれば対象となるか。	対象期間に10日間以上勤務し、1日でも利用者へ接した職員は対象となります。
14	要件 「利用者と接する職員」	訪問系サービス事業所等の事務員等は支給対象に含まれるか（当該職員は、実際に利用者宅でサービス提供を行っていない。）	訪問系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症対策に配慮したサービスの提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。
15	要件 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」	「利用者との接触」における利用者とは、新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者以外の者を含むという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
16	要件 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」とは、具体的にはどのような業務内容を指すのか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。
17	要件 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」	「利用者へ接する」と「利用者との接触を伴い」には、どのような違いがあるのか。	違いはありません。
18	要件 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致するかの判断は法人（事業所）が行うのか。	最終的な判断は県が行いますが、申請に当たっては事業所、施設において判断してください。なお、要件に該当した者を排除することは認められません。
19	要件 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」	清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティア等は対象になるか。	派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該障害福祉サービス施設・事業所等において働く従事者についても「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は、給付対象となります。なお、ボランティアについては対象とはなりません。
20	勤務日数 (通算して10日以上)	日付けをまたぎ夜勤勤務（23:00～翌8:00）は2日間とカウントしてよいか。また、同一日に複数回シフトに入る場合のカウントは1日間となるのか。	慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日付けをまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日として算定します。

項番	分類	質問内容	回答
21	勤務日数 (通算して10日以上)	同日に介護施設と障害者施設に勤務した場合は、2日間勤務したとカウントしてよいか。	同一日であれば、1日として算定します。
22	勤務日数 (通算して10日以上)	1事業所の勤務だけでは日数を満たさない場合、他事業所に勤務した日を合算してよいか。	勤務日を合算する障害福祉サービス施設・事業所等から勤務期間の証明を取得していただいた上で、合算して申請していただくことは可能です。
23	勤務日数 (通算して10日以上)	障害福祉サービス事業所・施設に5日、介護事業所・施設に5日勤務した場合は、支給の対象となるか。	対象となります。障害福祉サービス施設・事業等と介護事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えありません。 なお、医療機関等と障害・介護施設の勤務日数は合算して計算することはできません。
24	勤務日数 (通算して10日以上)	年次有給休暇や育休等は勤務日に算入してよいか。	実質勤務していない日については算入できません。
25	勤務日数 (通算して10日以上)	1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解でよいか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。
26	勤務日数 (通算して10日以上)	1日1時間10日勤務した者が対象で8日計64時間勤務した者が対象とならないのは趣旨に沿わないと思われるが認められないか。	全国一律で時間では無く日数での区切りとしています。ご理解願います。
27	支援額 1人20万円の条件	「濃厚接触者」であることは誰が判断するのか。	濃厚接触者については保健所が判断いたしますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合については、次に該当する場合は対象として差し支えありません。 ①濃厚接触者である利用者に保健所から連絡が入る ②濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告 ③事業所がそれを認識した上でサービスを提供 ※職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類により確認いただき、ご判断ください。
28	支援額 1人20万円の条件	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないという理解でよいか。	含まれません。
29	支援額 1人20万円の条件	「新型コロナウイルス感染者患者又は濃厚接触者が発生した日」とはどの日を指しているのか。	患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
30	支援額 1人20万円の条件	「新型コロナウイルス感染症患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とあるが、その日の特定は何をもって行うのか。	職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類により確認いただき、ご判断ください。

項番	分類	質問内容	回答
31	支援額 1人20万円の条件	利用者の定義は、「利用契約者」ではなく、「新型コロナウイルス感染症患者・濃厚接触者としての基準日（患者については、症状が出た日、濃厚接触者については、感染者と接触があった日）以降に利用があった者」という理解でよいか。	利用契約者ではなく、「患者・濃厚接触者としての基準日（患者については、症状が出た日、濃厚接触者については、感染者と接触した日）以降に利用があった者」となります。
32	支援額 1人20万円の条件	「新型コロナウイルス感染症患者」及び「濃厚接触者」の終期はいつになるか。	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時となります。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。
33	支援額 1人20万円の条件	職員（委託等で施設内で従事する者を含む）のみ新型コロナウイルス感染症患者となった場合（利用者・入所者に感染者は出ていない。）、当該事業所・施設等に勤務して、利用者と接する職員（罹患した職員及びその他の職員）は20万円の支給対象となるか。	利用者・入所者に感染者又は濃厚接触者がいない場合は20万円の対象とはなりません。5万円となります。
34	支援額 1人20万円の条件	感染者が出た施設等に応援に行き、当該施設で勤務した場合は、20万円の支給対象となるか。対象となる場合、申請はどの施設から行うのか。	慰労金の趣旨に鑑み、要件をみたしている場合は、20万円の対象となります。派遣元の施設から、派遣元施設が所在する都道府県に申請を行ってください。その際、例えば派遣元の施設に感染者等が発生していない場合、1人だけ20万円の申請となる場合がありますが、事後的に説明ができるよう関係書類の準備・保管をお願いします。
35	支援額 1人20万円の条件	以下のとおりサービスを提供した場合、支給額は20万円になると解釈してよいか。 5月20日 利用者にサービス提供（家族の感染情報なく、濃厚接触者と認識せずにサービスを提供） 5月21日 利用者の家族の陽性を確認（発症日：5月14日） 5月24日 利用者の陽性を確認（無症状） 対応した職員3名は保健所から濃厚接触者に指定され、2週間の自宅待機となった。（検査の結果、陰性）	5月20日以前に利用者自身が「濃厚接触者」に該当する者であれば、支給額は20万円となります。
36	支援額 1人20万円の条件	利用者に新型コロナウイルス感染症患者が発生し、すべて完治した後に、当該事業所・施設で新規採用となった職員の給付額は1人20万円となるか。 例） 4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治（退院） 6月1日 職員を採用（6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触）	20万円の給付額となります。
37	支援額 1人20万円の条件	通所系サービスで、利用者の家族が、新型コロナウイルス感染者であり、利用者が濃厚接触者であった場合、その事業所の職員は、一人20万円の支給対象となるか。また、入所の利用者も入院後に陽性反応が出た場合は、対象となるか。	通所系サービスのケースは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は20万円。 入所のケースは、感染者は症状が出た日を基準とするため、入所中に症状が出ていれば、入院後に陽性となった場合も20万円の対象となります。
38	支援額 1人20万円の条件	病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していないが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるのか。	医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えありません。
39	支援額 1人20万円の条件	障害施設等内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する訪問系サービス事業等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいか。	同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。

項番	分類	質問内容	回答
40	支援額 1人20万円の条件	5万円の給付金を支給した後、20万円の支給要件に該当することになった（例えば、10月に「患者又は濃厚接触者に対応（訪問系）」又は「患者又は濃厚接触者が発生（それ以外）」した場合）、差額の15万円は追加で支給されるのか。	給付対象期間は、給付対象となる職員の勤務要件の「令和2年1月15日から6月30日までの間」となり、その時点で慰労金の対象者及び金額が確定しますので、追加で支給はされません。
41	支援額 1人20万円の条件	7月1日以降に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者である利用者に対応した場合でも20万円の慰労金の対象外ということになるのか。	対象外となります。慰労金の早期給付の観点から一定の期限を設定しておりますのでご理解くださるようお願いいたします。
42	支援額 1人20万円の条件	新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した事業所・施設においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるか。	20万円支給の要件を満たすには、感染者等の発生以降に勤務している必要があります。
43	支援額 1人20万円の条件	申請にあたり、新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生したことの確認書類の添付は必要か。	原則申請様式で確認しますが、県から照会を行う場合がありますので、職員の装備や勤務記録、サービス提供記録等、患者等に対応したことが確認できる書類を保管しておいてください。
44	申請手続き	支給申請は、職員が直接県に対して行うのか。	職員の方は原則として、勤務先の障害福祉サービス施設・事業所等に代理受領委任状を提出します。委任を受けた障害福祉サービス施設・事業所等は、代理受領の委任を行った障害福祉サービス従事者等について取りまとめ、県に給付申請を行います。
45	申請手続き	申請後、どのくらいの期間で振込まれるのか。	事業者等から国保連に請求を行った場合は、毎月15日から月末までの申請分について、書類の不備等がなければ翌月下旬までに支払いの予定です。
46	申請手続き	国保連への申請の場合、慰労金はどの口座に振り込まれるのか。	国保連に登録している口座番号に振り込まれます。
47	申請手続き	障害福祉サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や介護サービス事業所等にも勤務している場合、それぞれで給付を受けられるのか。	慰労金の給付は1人につき1回に限ります。各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1ヶ所から申請を行うこととなります。
48	申請手続き	複数事業所に勤務している場合は、それぞれの事業所から申請ができるのか。	慰労金は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金も含め、1人につき1回限り受給できるものですので、主たる勤務先に対し代理受領委任状を提出してください。
49	申請手続き	複数事業所に勤務しており、合算で10日間の要件を満たす場合、申請先の法人はどのように確認すればよいか。	基本的には、職員からの申告に基づき、当該職員の慰労金を申請する法人から、関係する事業所に確認をすることとなります。
50	申請手続き	県内に同一法人が運営する複数の事業所がある場合、申請は事業所毎に行うのか。	できるだけ法人が各事業所分を取りまとめ、一括して申請していただきますようお願いいたします。法人は、申請にあたって、事業所間の二重申請がないことを確認してください。
51	申請手続き	事業所が都道府県をまたいで所在する場合、他都道府県の事業所分も法人が取りまとめて一括で県に申請してよいか。	県内に所在する事業所のみを取りまとめて申請してください。
52	申請手続き	申請にあたっては、慰労金受給職員一覧を法人単位でとりまとめて提出することとしている一方で、事業所ごとの申請も認められているが、複数の事業所を持つ法人が事業所単位で申請する場合は、それぞれの事業所が法人単位でとりまとめた慰労金受給職員一覧表を添付の上申請すればよいか。	お見込みのとおりです。
53	申請手続き	県をまたいで勤務している対象者については、勤務地が所在する都道府県に対して申請するということによいか。	慰労金を申請する事業所・施設が所在する都道府県あてに申請してください。

項番	分類	質問内容	回答
54	申請手続き	障害福祉サービス施設・事業所等の口座に慰労金を受け入れて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合には、どうすればよいか？	当該障害福祉サービス施設・事業所等の従事者等への給付は、都道府県が直接行うこととなります。この場合、職員ごとに第2号様式（個人用申請書）を記載し、施設・事業所等がとりまとめて県へ郵送にて提出します。
55	申請手続き	派遣労働者や業務受託者の労働者が対象となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するのか。	申請者は慰労金の対象となる障害福祉サービス施設・事業所等となるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する障害福祉サービス施設・事業所等から請求することとなります。
56	申請手続き	勤務状況を確認するため、就労証明書、出勤簿、給与明細等の書類を提出する必要があるか。	県では、申請様式により確認しますが、今後の実地指導や監査等において、関係書類の確認をしますので、各事業所等においては、必ず整理して、適切に保管してください。
57	支給手続き	慰労金を職員に支給する際の振込手数料は、事業所の負担になるのか。	各事業所における職員個人への慰労金の振込手数料は、補助対象となるため慰労金の金額に加えて一括して申請していただきます。
58	支給手続き	慰労金については、社会保険料の天引ができないという理解でよいか。	給与ではないため、お見込みのとおりです。
59	支給手続き	慰労金は課税対象となるか。	今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当します。
60	支給手続き	慰労金は差し押さえの対象となるか。	今回の慰労金は、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されています。
61	支給手続き	慰労金は、扶養親族に該当するか否かを判定する場合の合計所得金額に含まれるか。	扶養親族や控除対象配偶者に該当するか否かを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得の金額は含まれないこととなっています。 （国税庁タックスアンサー 所得税No. 1180 A6）
62	支給手続き	慰労金を給与と同時に支払った場合、給与振込の際に生じた振込手数料は、通常の給与支払によって生じたものであり、慰労金の支払いによって必要となった経費ではないため、補助対象とならないか。	今回の慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないようご注意ください。
63	支給手続き	既に行った事業者独自の危険手当給付の財源に、今回の申請により得た給付資金を充てることは認められるか。	認められません。感染者や濃厚接触者に対応した場合等の危険手当については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を活用してください。 サービス継続支援事業に関する詳細は、事業所の指定権者（県・指定都市・中核市）の障害福祉主管課へお問合せください。
64	支給手続き	本慰労金の支払いや県の決定通知を待たずに、事業者負担により給付額と同額の支払いを先に行うことは可能か。	先行して職員に慰労金の支給をした後に、本交付金の申請を行うことも可能です。
65	支給手続き	派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給事務は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社のどちらから行うのか。	職員への慰労金支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありません。ただし、慰労金の振込手数料は障害福祉サービス事業所が負担する分までが支給対象となります。
66	支給手続き	派遣職員の慰労金の支給を、派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、振込手数料の補助できる範囲はどこまでか。 （1）派遣元会社へ振り込むまで （2）派遣社員へ振り込むまで	（1）となります。派遣先の障害サービス事業所が負担する振込手数料までが補助範囲となります。

項番	分類	質問内容	回答
67	支給手続き	勤務先から職員に支給されない場合はどうしたらよいですか。	支給要件を満たす職員であれば全員に支給できるため、事業所に請求してください。 また、事業所が慰労金を渡さないということは想定していませんが、もしそのようなことがあれば、県にご相談ください。
68	退職者等	退職者が施設がある都道府県とは別の地域に住んでいる場合、申請は退職者が住んでいる都道府県に行うのか。	退職した者は、対象となる施設からの申請か個人での申請となりますが、元の勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため
69	退職者等	退職した者については、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされているが、退職した者が県外に転出（または県をまたいで通勤していた）場合、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請でよいか。	退職し、現に従事していない方は、勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれの場合においても当時の勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県への申請とすると勤務実績等の確認ができないため
70	退職者等	勤務期間の証明について、具体的に何を想定しているのか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらうのか。それとも給与明細での確認になるのか。	原則として、勤務実績等の確認のため、勤務していた事業所・施設等から勤務証明（個人申請書様式における勤務先記載欄）を取得してもらう必要があります。 勤務していた施設・事業所等の廃業（閉鎖）等により、やむを得ない事情により勤務証明が取得できない場合は、申請者自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料を用意して、提出して下さい。 （勤務を証明する資料の例） 雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表（出勤表） なお、勤務証明は、申請者及び事業所において写しを取っておくなど、各々が適切に保管して下さい。
71	退職者等	派遣会社を通して障害サービス事業所で勤務していたが、すでに退職している場合、該当期間に在職していたことの証明はどこから取得すればよいか。	在籍の証明については、派遣会社又は派遣先の事業所から取得し、派遣先事業所及び申請者各々が適切に保管して下さい。
72	その他	いつまでに申請すればよいのか。	申請期限は2月末となっておりますが、受付開始当所や申請期限間近になりますと、申請が混み合いますので、年内（12月）末を目途に御申請ください。
73	その他	国保連の電子請求受付システムに登録している銀行口座が債権譲渡されている場合はどのように申請すればよいか。	障害福祉サービス施設・事業所等における支援金及び慰労金については、国保連に登録している銀行口座が債権譲渡されている場合であっても、電子申請での受付により、登録している銀行口座に振り込むことが可能なため、国保連の電子請求受付システムにより電子申請を行ってください。